

令和3年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

学 校 名	福岡県立直方特別支援学校
課程又は 教育部門	聴覚障がい・知的障がい・肢体不自由



1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

(1) いじめの定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

- ① 「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係がある者から、身体的、心理的、物理的な攻撃をうけたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は問わない。
- ② 加害者側から見た場合、その行為が障がいに起因する行為であり、「いじめ」の認識がない行為であっても、被害者が「深刻な苦痛を感じている。」と認められれば、「いじめ」と同様にその問題に取り組む。

いじめ防止対策推進法

第2条 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において、「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

(2) 本校におけるいじめ防止等のための目標

- ① いじめの防止等のための対策は、いじめが全児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないようにする。
- ② いじめの防止等のための対策は、全児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解

を深める。

- ③ いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目的とする。

2 いじめの未然防止

(1) 基本的考え方

いじめはどの子にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全職員が以下のような取組を行う。

- ① 児童生徒が、友達や先生と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、授業や行事に楽しく参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。
- ② 児童生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、互いを認め合える人間関係を構築する。
- ③ 日常的な児童生徒の行動の様子の把握する。(部門・学部・学年・学級・寄宿舎等)
- ④ 保護者との連携、情報交換を行う。
(連絡帳・定期的なアンケート調査・家庭訪問・電話)
- ⑤ 児童生徒の欠席日数や保健室の利用状況などからの成果の検証を行う。
- ⑥ 定期的な改善・検討のために、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組の継続を図る。

(2) いじめの防止のための措置

- ① いじめについての共通理解
 - ア) 校内研修や職員会議で周知を図り(いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点など)、全職員の共通理解を図る。
 - イ) 児童生徒に対して、全校集会や学級活動(ホームルーム活動)などで、日常的にいじめの問題に触れさせ、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を学校全体に醸成していく。
 - ウ) 何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示する。
- ② いじめに向かわない態度・能力の育成
 - ア) 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進により児童生徒の社会性を育むとともに、社会体験・生活体験の場面を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
 - イ) 自分の言動や態度が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

- ③ いじめが生まれる背景と指導上の注意
- ア) 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくり。
 - イ) 学級や学年及び学部または寄宿舎等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりの推進。
 - ウ) 職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払うこと。
 - エ) 障がい（発達障がいや性同一性障がいを含む）について、正しい理解の基適切に対処すること。
- ④ 自己有用感や自己肯定感を育む
- ア) 児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じられる機会を多く提供し、児童生徒の自己有用感を高める。
 - イ) 自己肯定感を高めるよう、多少の困難な状況を乗り越えるような体験の場を設ける。
 - ウ) 社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて、異学校種や同学校種間で適切に連携する。

3 いじめの早期発見

(1) 基本的な考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃から、児童生徒の見守り及び保護者との密な連携や信頼関係の構築等に努め児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ① 定期的なアンケート調査（毎学期）や定期的な教育相談の実施により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童生徒及び保護者が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気を作る。
- ② 保護者用のいじめチェックシート等（アンケート）を活用し（6月・1月）、家庭と連携して児童生徒を見守り、健やかな成長を支援する。
- ③ 職員同士の情報交換を密にする。（学部会・学年会・学級会等・寄宿舎等）
- ④ 通学時（自主通学時、通学バス利用時）における早期発見のためには、自主通学チェックリストによる言動の自己評価の機会を適宜設けたり、いじめアンケート

トを利用したりする。

- ⑤ 外部相談窓口などを児童生徒及び保護者に周知し、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整備する。(法務局・人権SOSミニレター等)

4 いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、速やかにいじめ防止対策委員会に報告し、組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。また、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、個々の児童生徒理解に努め、様々な変化を捉えて、適切に対応していく。

職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ② 児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ③ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりをもつ。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。
- ④ 担任等の特定の職員で抱え込むことなく、組織的に対応するために必ず報告を行う。
- ⑤ 発見・通報を受けた職員は、学部主事、学年主任、生徒指導主幹に報告を行う。主事、主任、主幹は管理職に通報し、管理職は直ちに「いじめ防止対策委員会」において情報を共有する。
- ⑥ 担任、及び「いじめ防止対策委員会」が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ⑦ いじめの疑いのある事案を把握した段階で、県教育委員会へ管理職から電話で第一報を行い、事実確認の結果は、校長が責任をもって教育委員会に報告するとともに被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。
- ⑧ いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるとき

は、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

① 児童生徒

いじめられた児童生徒から事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。

② 保護者

発見後、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童生徒や保護者に対しては、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。

また今後の対応については、問題解決のための具体的な方針を伝え、指導の経過と共に情報を共有していく。

③ いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。

④ いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

⑤ 状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

⑥ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報を適切に取扱う。

(4) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

① 児童生徒

いじめた児童生徒からも事実関係の聴取を行うがその際、いじめた気持ちや状況などについて十分に話しを聞き、児童生徒の背景にも目を向けながら、安心感、信頼関係を重視する。

いじめがあったことが確認された場合、複数の職員が連携し、必要に応じて、外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、再発を防止する措置をとる。

いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配

慮する。

② 保護者

事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを傍観していた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ② いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつことを教える。
- ③ はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ④ 全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを推進する。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ② 名誉毀損やプライバシー損害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。この場合、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。
- ③ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ④ 携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、情報モラル教育を行うとともに、保護者においてもこれらについての理解を求める。

(7) いじめの解消

- ① 出席停止制度等の適切な運用、及び毅然とした組織的指導の徹底を図り、いじめを行った児童生徒への指導の徹底及び再発防止の徹底を引き続き推進する。
- ② 被害者に対する心理的又は、物理的な影響を与えている行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していることを確認する。
- ③ 被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ④ いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階と考え、いじめが再発する可能性を十分に踏まえ、日常的に注意深く観察していく。
- ⑤ いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、安心・安全を確保する。
- ⑥ 解消については、上記の過程を踏まえ、いじめ防止対策委員会を開催し、慎重に検

討を重ねた上で、校長が最終判断を行う。

5 重大事態への対処

(いじめ防止対策推進法・第28条関係)

※重大事態とは、次に掲げる場合をいう。(いじめ防止対策推進法より)

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
 - 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
 - ・児童生徒が自殺を企画した場合
 - ・身体に重大な被害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発祥した場合などのケースが想定される。
 - 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。
ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査することが必要である。

(1) 重大事態の発生と調査

- ① 上記の重大事態が発生した場合は、いじめ防止対策委員会又は、本校の設置者が置く組織・機関が、いじめの事実関係を明確にする調査を行う。
- ② 本校の設置者が調査主体となる場合は、いじめ防止対策委員会が資料・情報の提供及び調査の協力を行う。
- ③ 重大事態が発生した場合、県教育委員会を通じて、福岡県知事に報告する。

(2) 調査結果の提供及び報告

- ① 上記の重大事態が発生した場合は、管理職より県教育庁教育振興部特別支援教育課長、教育委員会及び福岡県知事に報告する。
- ② 上記(1)の当該調査による事実関係等その他の必要な情報を、いじめを受けた幼児児童生徒及びその保護者に提供する。
- ③ 調査結果については、県教育委員会を通じて、福岡県知事に報告する。
- ④ 調査結果については、今後の防止策を記載するとともに、希望する場合は保護者所見を加えて速やかに提出する。

6 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 「いじめ防止対策委員会」

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

- ① 校長を中心に全職員が一致協力体制を確立することとし、構成メンバーは次の通りとする。校長、副校長、教頭、教務主幹、生徒指導主幹、部門統括、相談支援主任、児童生徒支援担当、寮務主任、養護教諭、人権・同和教育主任、当該生徒指導副主事、当該学部主事、当該学年主任、当該学級担任、当該寄宿舎担当、寄宿舎生徒指導係とする。また、外部関係機関及び専門機関にも依頼し、3人以上の了承を得る。また、以下の機能を果たす。
- ② 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正としての機能をもつ。
- ③ いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。
- ④ いじめの疑いに関する情報があった時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。
- ⑤ 学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る役割を担う。

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

- ① 上記5の(1)の①、②にあるように、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- ② 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や幼児児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすること。なお、この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することに留意すること。
- ③ 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校が事実と向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とすること。

7 学校評価

- 1 いじめの有無やその多寡のみを評価せず、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるような目標を設定する。
- 2 目標に対する具体的な取組状況や達成状況の評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
- 3 学校いじめ防止基本方針に基づく取組を学校自己評価の項目に位置付け、第三者(学校関係者評価委員)との協議の場を設定する。